

## 公平委員会の口頭審理に関する規則

平成28年3月25日  
公平委員会規則第5号

第1条 この規則は、職員の不利益処分についての不服申立て等の審査において、公平委員会が口頭審理を行なうのに必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 公平委員会は、口頭審理の請求があったときは、事務職員に次の事項について準備をさせるものとする。ただし、第2号については、公平委員会が必要と認めるときに限るものとする。

- (1) 会場設営
- (2) 速記者、会場整理員の委嘱手続
- (3) 口頭審理の日時の調整及び通知
- (4) 処分説明書、不服申立書、反論書及び答弁書等の送付

第3条 口頭審理は、原則として和東町体験交流センター会議室で行なう。ただし、公平委員会が必要と認めるときは、会場を変更することがある。

第4条 当事者は、代理人を選任しようとするときは、第1回の口頭審理の開催日前10日までに公平委員会に届け出なければならない。

第5条 不服申立人は、複数の代理人を選任しようとするときは、当該代理人についてあらかじめ順位をつけておかななければならない。

第6条 前条の規定により複数の代理人が選出された場合において、公平委員会は、会場設備の都合若しくは審理の円滑迅速な進行と公正な運営を期するため必要と認めるときは、口頭審理に出席する代理人の数を制限することができる。この場合において、不服申立人1人について2人の代理人は制限しないものとする。

2 前項の規定により代理人の数を制限する場合は、前条の規定により設けられた順位の下位のものから制限するものとする。

第7条 処分者の代理人については、関係職員全員及びそれ以外の代理人2人以下に制限することができる。この場合における関係職員は、公平委員会が認定する。

第8条 前2条の規定により代理人を制限するに当たっては、単独審理の場合又は併合審理の場合等の状況を考慮して、不服申立人と処分者との間に不均衡の生じないようにするものとする。

第9条 当事者が複数の代理人を選任したときは、そのうちから1人の代表代理人を選任しなければならない。

2 審査の併合に係る事案の不服申立人は、それらのうちから代表者1人を選任し、及び解任することができる。この場合において、当該不服申立人の代理人にあっては、これら各不服申立人ごとの代理人のうちから代表代理人1人を選任しなければならない。

- 3 前項の規定は、各不服申立人間において利害が相反する場合には、適用しない。
- 4 第2項の代表者及び代表代理人は、不服申立人のためにその事案の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立の全部又は一部を取り下げることはできない。
- 5 第1項又は第2項の規定により代表者及び代表代理人を選任したときは、ただちにその旨を公平委員会に届け出なければならない。
- 6 代表者及び代表代理人が選任されている場合には、不服申立人等に対する通知その他の行為は、代表者及び代表代理人にすれば足りるものとする。

第10条 代表者又は代表代理人が選任されている場合には、口頭審理における発言は、代表者又は代表代理人を通じて行なわなければならない。ただし、代表者又は代表代理人以外の当事者又は代理人は、委員長の許可を得て発言することができる。

第11条 口頭審理を行なう場合において、代理人が出席しているときは、当事者が出席しなくても、公平委員会は口頭審理を進めることができる。

第12条 口頭審理は、次の順序により行なう。

- (1) 口頭審理開始の宣告
  - (2) 出席者の人定尋問
  - (3) 口頭審理を行なう順序及び審査の進め方の説明
  - (4) 不服申立書、処分説明書、答弁書及び反論書の陳述
  - (5) 証拠調べ
  - (6) 審査の終了、打切り又は延期の宣告
- 2 前項第2号の人定尋問は、公平委員会において必要がないと認めるときは、省略することができる。
- 3 当事者相互及び当事者と証人の対質は、前条第5号及び第6号の間において、必要に応じて行なわせるものとする。

第13条 口頭審理において発言をしようとするときは、委員長の許可を受け、請求者、処分者又はその代理人の区分及び氏名を告げたのち、起立して発言しなければならない。

第14条 口頭審理が開かれているときは、何人もみだりに発言し、さわぎ、その他審理の妨害となる言動をしてはならない。

第15条 口頭審理を傍聴しようとする者は、所定の用紙に必要事項を記入しなければならない。

第16条 委員長は、傍聴者の数が多数ある場合は、その数を制限することができる。

第17条 次の各号の一に該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 凶器その他人に危害を与えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 異様な服装をしている者

- (4) 旗, のぼり, プラカードの類を携帯している者
- (5) その他審理を妨害し, 又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者

第 18 条 傍聴人は, 傍聴に当っては, 次の事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対し, 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 放言し, 放歌し, 高笑しないこと。
- (3) はち巻, 腕章の類をする等示威行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し, 又は審理の妨害となるような行為をしないこと。

第 19 条 傍聴人は, すべて係員の指示に従わなければならない。

第 20 条 前 3 条の規定は, 当事者及びその代理人について準用する。

#### 附 則

この規則は, 公布の日から施行する。